

03

➤ 適応策編

【目的】

適応策編は、適応法第4条に基づく、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた「気候変動適応に関する施策の推進」及びその区域における「事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進」、並びに同法第12条に基づく、都道府県及び市町村が「それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するための地域計画」に位置付けられます。

気候変動への適応は、その影響が多分野に及ぶとともに、生命及び財産の危機に直結することから、組織横断的な意識の共有、連携の強化が求められています。

よって、現在進行形の温暖化による影響を前提としながら、「自然や人間社会のあり方を調整する」、ひいては、想定する被害に『事前に備える』適応策について、地域の特性に合わせ推進していくことを目的とします。

1. 適応策編における気候変動対策

(1) 現状

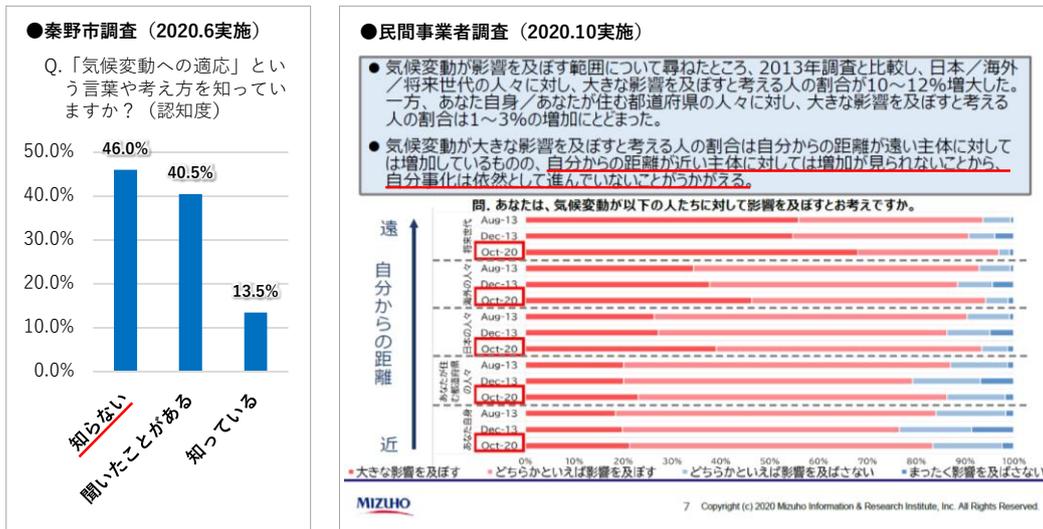
秦野市環境基本計画では、自然災害分野について、防災担当部署による取組を位置付け進行管理を図っています。このほか、適応策としての位置付けはないものの、各分野における被害の軽減及び回避を目的とした取組を推進しています。

➤ 図表03-1



【出典】担当課提供 (R3.7.3_本庁舎前桜橋(水無川)のようす)

➤ 図表03-2



(2) 取組の姿勢

気候変動による影響は、多分野に及び、かつあらゆる命の危機に直結します。しかし、図表03-2にあるとおり、市民レベルでの関心度は低い状況です。

そのため、『自然災害等からあらゆる命と暮らしを守る』をキーメッセージとし、現状の「点」の取組を「線」で結び、組織横断的な意識の共有、連携の強化による発展的な「面」の展開につなげるとともに、国や県等との専門的知見の共有を市民等へ波及させていきます。

2. 具体的取組と重要業績評価指標(KPI)

III-I 自然生態系分野の取組

自然界では、気候変動に適応できずに、あるいは、直接的かつ間接的なつながりによって減少・絶滅する動植物が存在し、いわゆる「負の連鎖」が生まれています。

そのため、自然生態系の保全は、「種の確保」の必要性を第一義とし、また、副次的には「生態系サービス¹⁵」と呼ばれる私たち人類にとっての恩恵・価値をもたらすことから、共生社会の実現も意識した取組が必要です。

具体的取組

- 市内に生息する動植物を把握、自然生態系を保全するため、気温、水質等の定量的データ及び継続的なモニタリング調査を実施します。
- モニタリング調査に必要な資源（調査員並びに専門的知見等）を確保します。
- 専門機関をはじめ、市民団体等との連携を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
動植物モニタリング調査（6河川）による指標種数 【環境共生課】	43種	43種	43種

III-II 自然災害分野の取組

局地的かつ激甚化が進む風水害に対しては、「市民の命と暮らし」を守るためのハード整備（道路や上下水道の基幹インフラ）及びソフト整備（防災・減災に係る行動や意識啓発）による被害の最小化が急務です。特に、鶴巻地区では、順次ハード整備を進めているものの、局地的な風水害等に対しては、現地災害対策本部を立ち上げるなどして、被害の最小限化に努めています。

そのため、非常時の中でも安定したエネルギー源を確保し、広域避難場所等の防災拠点をはじめとする公共施設への太陽光発電等の自家発電設備の設置は、有効な手段といえます。

具体的取組

- ハザードマップ等の作成・各家庭への配布、また、メールやSNS等による災害情報の共有により、防災・減災意識を向上させます。
- 計画的かつ効率的な基幹インフラ整備を実施します。
- 災害時に安定的に稼働する「自立・分散型エネルギー」の確保について、積極的な導入を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
防災講演会等の参加者数 【防災課】	1,550人	4,300人	4,300人
雨水管きょ整備延長 【下水道施設課】	58,162m	59,988m	60,822m

III-III 健康分野の取組

恒常的な気温の上昇は、「熱中症」搬送者数に加え、「熱ストレス」超過死亡者数を増加させ、医療及び救急体制に影響を及ぼします。

そのため、こうした「影響の連鎖」を踏まえた取組の推進、連携意識の醸成が必要です。

※感染症被害（蚊やダニ等の「節足動物媒介被害」、国内未発生の感染症群）については、現時点で市町村レベルでの対応が困難であることから、広域的動向の注視及び情報収集に留めるとともに、被害が明らかとなった場合は、速やかに国立感染症研究所等の専門機関との連携による感染拡大防止策を講じることとします。

具体的取組

- 熱中症対策（予防と対処）に係る情報メールやSNS等による注意喚起を行います。
- 感染症対策について、関係機関と連携し情報収集を図ります。
- クールシェルター¹⁶対象施設を確保します。
- 安全・安心な救急体制を維持します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
クールシェルター対象施設数 【高齢介護課】	59か所	64か所	69か所

III-IV 農林業分野の取組

顕著な被害の少ない分野ですが、「事前の備え」として事業者との情報共有を図っていきます。

農業分野においては、高温障害等による影響が懸念されることから、将来的に高温耐性品種が開発された際の普及啓発や、気温上昇等に適応できる地域特性を生かした作物の普及を図り、林業分野においては、適切な森林整備や木材利用等を実施し、持続可能な森林づくりを進めていく必要があります。

具体的取組

- 気温上昇に適応できる農作物の普及を図ります。
- 自然災害による農地被害からの復旧を支援します。
- 自然災害を想定した適切な間伐等により、森林の健全化及び林道の保全に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
気温上昇に適応できる農作物栽培農家数の割合 【農業振興課】	9.2%	12%	15%

意識改革に基づく
新たな取組

★ インパクトチェーン（影響連鎖）の作成

気候変動の影響が生じるメカニズムを可視化し、思わぬ連鎖の発見などから庁内組織間における共通・連帯意識を醸成するとともに、市民や事業者にもその輪を広げることで地域特性に見合った適応策を考える契機とします。

【地球温暖化対策推進本部適応策作業部会】

03

適応策編

ナッジが広げる可能性 試してみる価値アリ？！

ナッジとは、行動科学の知見から、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのことです。

多額の経済的インセンティブや罰則といった手段を用いるのではなく、「**人が意思決定する際の環境をデザインすることで、自発的な行動変容を促す**」のが特徴とされています。

2017年、シカゴ大学のリチャード・セイラー教授がノーベル経済学賞を受賞したことがきっかけで大きな注目を集めることとなり、近年では、多くの公共政策にその手法が取り入れられるようになっていきます。

キーワードは「損失回避」と「同調効果」

例えば、気候変動への適応策について、大切・重要だと頭では理解しているものの、未だに他人事感、そしてついつい先延ばしに、なんてことはありませんか。このキーワードを利用した取組（自然災害分野）を紹介します。

単語	意味
Nudge[動詞]	そっと後押しする (合図のために)肘で小突く

みんなの命を救う。

災害時、避難した人のほとんどが、

“まわりの人が避難したから”を理由に避難を決めています。

だからこそ、**まずあなたから、避難をはじめてください。**

そして、避難する際には、

地域で声を掛けあって**“早めに避難”**ができるよう、

日頃から周囲の方々と話すなどの準備をお願い致します。

なお市町が指定する避難所にこだわらず、安全な場所にある

親戚や知人宅など、“**複数の避難先**”を確保しておきましょう。

注意

過度な利用は「対象者の利益を損ねさせ」たり「行動を促す側にとって都合の良い選択や行動に誘導」するといった**倫理性への配慮が不可欠**とされています。

あなたの避難が、 みんなの命を救う。

災害時、避難した人のほとんどが、“まわりの人が避難したから”を理由に避難を決めています。だからこそ、**まずあなたから、避難をはじめてください。**そして、避難する際には、地域で声を掛けあって**“早めに避難”**ができるよう、日頃から周囲の方々と話すなどの準備をお願いします。なお市町が指定する避難所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、“**複数の避難先**”を確保しておきましょう。



【出典】広島県

04

➤ 事務事業編

【目的】

事務事業編は、温対法第21条第1項に基づく、都道府県及び市町村の事務及び事業に関して「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」に該当する秦野市役所としての行動計画に位置付けられます。

（環境部局）

また、秦野市役所は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく特定事業者の1つとして、庁舎等におけるエネルギーの削減にも率先的に取り組むこととしています。（庁舎管理部局）

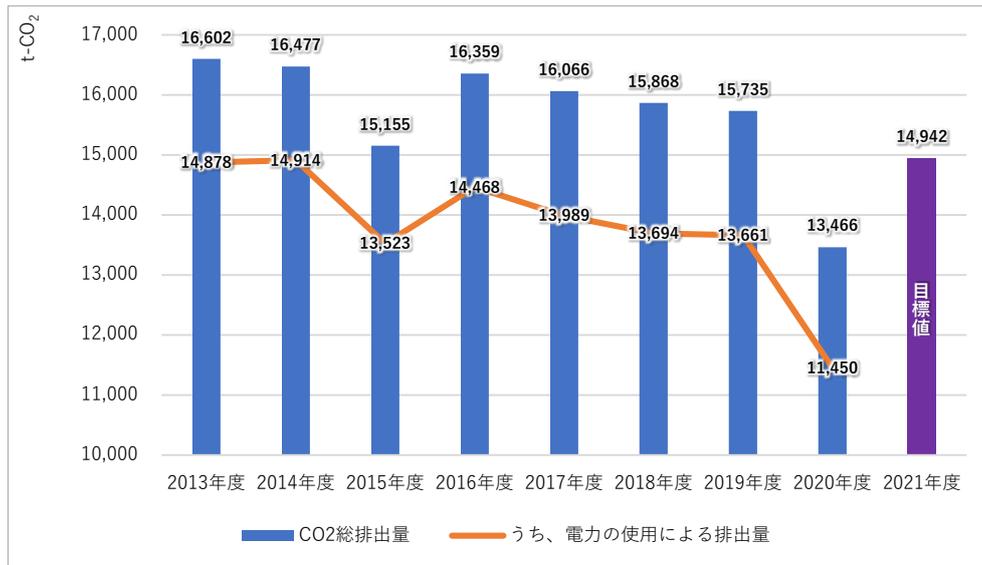
こうした組織横断的な取組、一方で重複した事務については、『カーボンニュートラル』の名のもとに、部局間における連携強化及び相乗効果により発展的な集約につなげるとともに、それらを実行する職員一人ひとりの自覚と資質の向上を図ることを目的とします。

1. 事務事業編における地球温暖化対策

(1) 現状

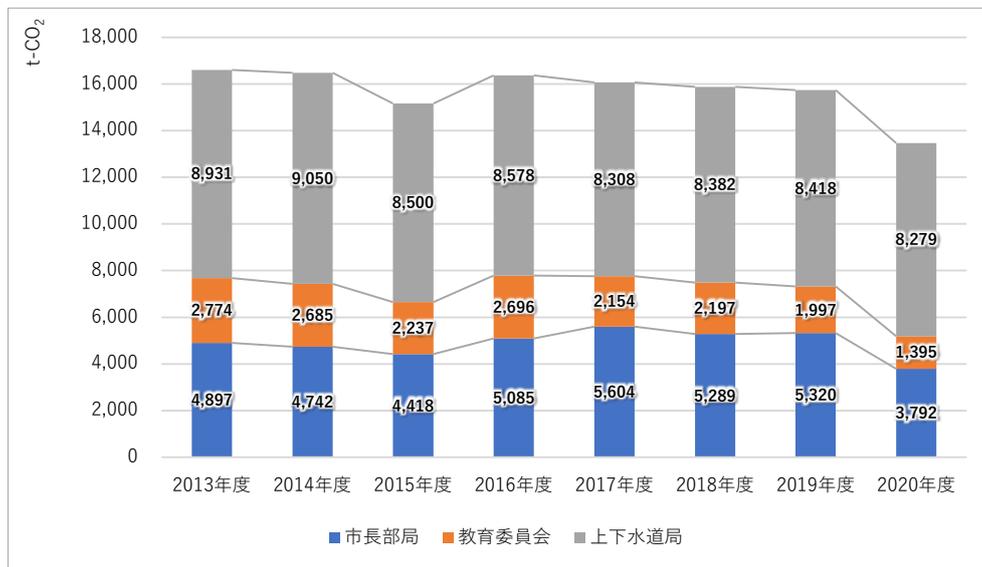
事務事業編については、EMSの運用を推進体制とした「秦野市役所地球温暖化対策実行計画（平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)まで）」に基づき、環境部局及び庁舎管理部局それぞれの立場から取組を推進しています。

➤ 図表04-1



【出典】 秦野市調べ

➤ 図表04-2



【出典】 秦野市調べ

(2) 検証と評価

令和3年度(2021年度)におけるCO₂排出量、平成25年度(2013年度)比10%削減を目標値に設定していましたが、図表04-3のとおり、目標達成は困難な状況にあります。

これは、EMSの運用に特化した取組内容※、推進体制及び進行管理に対して、事務事業編が本来担うべき質的・量的な環境面からのアプローチが機能していなかったことが原因であると認識しています。

そこで、新たな事務事業編では、これらの検証と評価を踏まえたEMSとの明確な役割分担が機能する推進体制等について、抜本的な見直しを図ることとします。

※EMS環境目標取組事項：90.5%(106/115目標)の達成率【R1】

図表04-3

数値目標	基準値		実績値		達成率 2019年度 ()は2020年度
	2013年度 (平成25年度)	2019年度 (令和元年度)	★2020年度 (令和2年度)		
事務事業に伴うCO ₂ 排出量 【基準値比10%(1,660t-CO ₂)削減】	16,602t-CO ₂	15,735t-CO ₂ (▲867t-CO ₂)	13,466t-CO ₂ (▲3,136t-CO ₂)	52.2% (188.9%)	
★2020年度(令和2年度)の実績値について 目標達成した数値ですが、これは本庁舎等の令和2年度電力調達の入札において、契約の相手方がCO ₂ 排出係数の極めて低い(再エネ由来)電力を供給する事業者であったことから得られたものです。 また、令和2年度を除くすべての年度(令和3年度も含む)においては、一般的な排出係数の電力を供給する事業者と契約を締結していることから、 参考値 として取扱うことが妥当と判断したものです。 なお、この考え方は、今後のエネルギー政策の推進に必要なものとなります。					

(2) 取組の姿勢

秦野市役所(以下「本市役所」という。)には、環境に配慮した事務及び事業を遂行するため、温対法に基づく環境部局及び省エネ法に基づく庁舎管理部局による組織横断的な連携、並びに市役所で働く職員の資質向上が必要です。

また、国では、地球温暖化対策への国民行動として「COOL CHOICE(クールチョイス)」の実践を推奨しています。

そのため、『**率先行動により公共資源※を賢く生かす**』をキーメッセージとし、クールチョイスの理念を取り入れた次の4つの観点から「地域の範となる事業所」を目指していきます。

※市役所で使用するエネルギー、車、施設、ひいては、それらを効率的に運用する職員(人)までをまとめたもの。

図表04-4

率先行動の徹底【行動改善】	温暖化をふせぐ“こころえ”【体系Ⅳ】
環境配慮型業務への転換【業務改善】	温暖化をふせぐ“エネルギー”【体系Ⅴ①】
	温暖化をふせぐ“くるま”【体系Ⅴ②】
	温暖化をふせぐ“しせつ”【体系Ⅴ③】

(3) 削減目標値

基準年度及び目標数値は、国が示した削減割合に準じます。

図表04-5

排出区分	基準数値	目標数値	
	2013年度 (平成25年度)	2030年度 (令和12年度)	削減率※
CO ₂ 総排出量	33,594t-CO ₂	21,724t-CO ₂	35%
エネルギー起源CO ₂	16,602t-CO ₂	8,301t-CO ₂	50%
非エネルギー起源CO ₂ (一般廃棄物の焼却分)	16,992t-CO ₂	13,423t-CO ₂	21%

※エネルギー起源CO₂は民生(業務)部門、非エネルギー起源CO₂は廃棄物部門における削減率を採用しています。

2. 具体的取組と重要業績評価指標(KPI)

事務事業編におけるKPIは、本市役所が「地域の範となる事業所」を目指していくことから、“エコオフィスプロジェクト”としての位置付けに格上げし、率先行動による着実な達成を図るものです。

IV 率先行動の徹底：温暖化をふせぐ“こころえ”

取組のマンネリ化、あるいは、効果の見えない化などによって、「環境配慮行動≡（とても大事なんだけど）我慢を強いる、苦しくてツマラナイ行動」として認識されています。

そこで、発想の転換。「ナッジ」や「クールチョイス」を上手に使う（創意工夫し）、新しい率先行動として位置付けます。

事務事業編では、すべての職員の人づくりとして、クールチョイスを取り入れます。

“テーマ”に沿って、チャレンジします！

✓ 強化する主な取組 ◆ **創意工夫の取組例**

具体的取組

<p>➤ 省エネ行動</p>	<p>“損得≒面白く・楽しく”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会議はペーパーレス、開催時間の短縮を推進します。 ✓ プリンター使用の効率化（両面・集約・裏紙）を徹底します。 ✓ こまめな節電・節水を徹底します。 ✓ マイカー通勤の抑制、カーシェアリングの利用を拡大します。 <p>◆ 照明を段階的に落として／家に帰りたくなる音楽を流してノーマン残業を推進！</p> <p>◆ エコ通勤にインセンティブ！</p> <p>◆ 各課による省エネ対抗戦の開催！</p>
<p>➤ スマート行動（ウィズコロナ）</p>	<p>“効率化とインセンティブを”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ WEB会議・テレワークを推進します。 ✓ 分散出勤を推進します。 ✓ 行政手続のオンライン化を拡充し、市民や事業者の利便性が向上する環境を整備します。 <p>◆ 止められるもの（慣例的な事務）探し！</p> <p>◆ テレワーク×秦和会補助！ <<@500/回>></p>
<p>➤ 環境学習行動</p>	<p>“「み・ん・な・ご・と」の広がりを”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 庁内報・庁内放送による意識啓発を推進します。 ✓ 環境に関する研修や検定・テストを実施します。 ✓ 地球温暖化対策推進本部等への職員参加を促進します。 <p>◆ 親しみやすく、分かりやすい啓発手法の検討！ <<マンガ風>></p> <p>◆ リサイクル推進委員等（埋もれた委員）の積極活用！</p>
<p>➤ 脱プラ行動（ごみの減量）</p>	<p>“温暖化対策＝河川上流市の責務”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 分別を徹底します。 ✓ マイ●●（バッグ／ボトル／箸／スプーン）の携帯を徹底します。⇒意識の転換で避けられる、ごみ減量・脱プラ行動 <p>◆ 昼食販売業者へ脱プラ行動の助言！</p> <p>◆ ごみ箱設置方法の検討！ <<管理職の前／重いフタ付き／そもそも置かないなど>></p> <p>◆ 回議用クリアファイルの有効活用！</p>

エコオフィスプロジェクト	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2025年度	2030年度
温暖化を理解し、「じぶんごと化※」している職員の割合 【環境共生課】	未実施	70%	70%	80%

※判定チェックリストに基づき数値化します。

V 環境配慮型業務への転換①：温暖化をふせぐ“エネルギー”

本市役所で使用するエネルギーから排出される温室効果ガスのうち、「約94%がCO₂」によるものであり、かつそのうちの「約87%が電力使用※1」に由来するものです。

つまり、電力の使用方法がエネルギー分野における最大のカギであり、省・創・蓄エネを包括的に利用できる、自立・分散型エネルギーシステムの積極的な導入を図ります。

※1_電力は、製造段階で発生するCO₂によって排出係数（CO₂排出原単位／電力会社が電力を作り出す際にどれだけのCO₂を排出したかを推し測る指標）が算出されています。

- エネルギー購入に係る選択方法を見直します。
- 専門的知見や先端技術等に関する情報収集に努めます。
- 【共通】補助金や助成金等の情報収集に努めるとともに、取組に対する国等への意見・要望を行います。

具体的取組

エコオフィスプロジェクト	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
PPAモデル（自立・分散型エネルギーシステム）の導入件数 【環境共生課】	未実施	3件	5件
低排出係数（0.37kg-CO ₂ 以下）電力の導入施設数※2 【環境共生課】	（P55参照）	2施設	4施設

※2_令和2年度(2020年度)に電力調達に係る入札契約を行った公共施設（4施設（①市役所庁舎【本庁舎・東西庁舎・教育庁舎】・②保健福祉センター・③公民館【13館】・④小中学校【小学校13校及び中学校9校】）に、スケールメリットを考慮した、⑤市立認定こども園【5園】・⑥浄水管理センター・⑦市立幼稚園【8園】・⑧消防庁舎【本署及び4分署】を加えた8施設を対象とします。（指定管理者制度導入施設は対象外）
なお、導入に当たっては、他の取組の進捗状況及び効果検証を踏まえながら選定していくこととします。

memo +

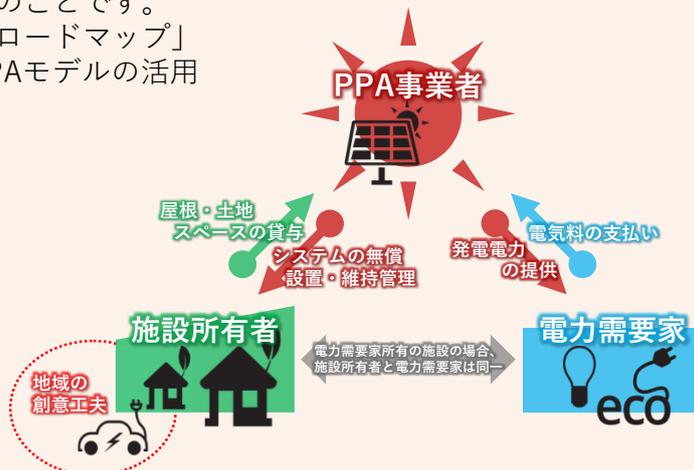
『PPA』ピーピーエーとは？

「**P**ower **P**urchase **A**greement（電力購入契約）モデル」の略称。

電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と維持管理を行い、同時にPPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う形で利用するサービスモデルのことです。

国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、重点対策の柱としてPPAモデルの活用が期待されています。

年	絵姿・目標
2030年までに	<ul style="list-style-type: none"> 設置可能な建築物等の約50%に太陽光設備を導入 太陽光発電設備併設型の家庭用蓄電池、及び工場等に導入される蓄電池の経済性システムの実現
2040年	100%の導入
2050年までに	電気を「買う」から「創る」が標準に



【事業者提供情報を参考に作成】

04

事務事業編

V 環境配慮型業務への転換②：温暖化をふせぐ“くるま”

公用車の使用から排出されるCO₂は、本市役所全体の「約2.7%」にあたります。全体に占める割合は低いものの、国は「遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる」としています。

そのため、車両の更新は、社会趨勢を見極めながら進めるとともに、エコドライブやカーシェアリング等の意識・行動改革、EV充填スタンド等の周辺整備※を計画的に検討します。

※区域施策編（運輸部門）の具体的取組に位置付けています。

具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公用車の適正利用（市内近隣：徒歩や自転車／県外出張：公共交通機関）に努めます。 ▶ エコドライブを徹底します。 ▶ 車両の更新は、環境面及び汎用性に基づくとともに、カーシェアリングを踏まえた台数の集約も検討します。 ▶ 【共通】補助金や助成金等の情報収集に努めるとともに、取組に対する国等への意見・要望を行います。 			
	エコオフィスプロジェクト	基準値	目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度
	次世代自動車（EV・HV・PHV・FCV）の導入割合 【財産管理課】	5.3%	10%	20%

V 環境配慮型業務への転換③：温暖化をふせぐ“しせつ”

公共施設の温暖化対策については、LEDやBEMS、ZEB（太陽光や蓄電池設備を包含）等の技術革新の導入からも「省エネが主・創&蓄エネを従」とする施策が目立ちます。しかし、施設の形状・形態は個々に異なるため、一括した展開が困難な状況にあります。

そのため、施設毎に適した最善の取組を選択、エネルギー分野との連携を図っていきます。

●【再掲】本市役所で使用するエネルギーから排出される温室効果ガスのうち、「約94%がCO₂」によるものであり、かつそのうちの「約87%が電力使用」に由来する。

具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶ LEDやBEMS等の高効率機器への切り替えや、先端技術の導入を積極的に検討するとともに、緑のカーテンや打ち水等の身近な取組についても継続、拡大します。 ▶ 未利用施設や防災拠点への再エネ等の導入について、組織横断的に検討します。 ↳「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」参考 ▶ 【再掲】エネルギー購入に係る選択方法を見直します。 ▶ 【共通】補助金や助成金等の情報収集に努めるとともに、取組に対する国等への意見・要望を行います。 			
	エコオフィスプロジェクト	基準値	目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度
	公共施設のLED導入割合 【行政経営課】	4.9%	48.5%	78.6%

意識改革に基づく
改善の取組

★ COOL CHOICE × EMS

これまでの体制（P54.55参照）を抜本的に見直し、「クールチョイス」という新たな枠組みに基づき、温暖化対策と省エネ対策に係る事務及び事業の発展的集約、並びにより実効的なPDCAを機能させていきます。

【環境共生課・財産管理課・教育指導課】

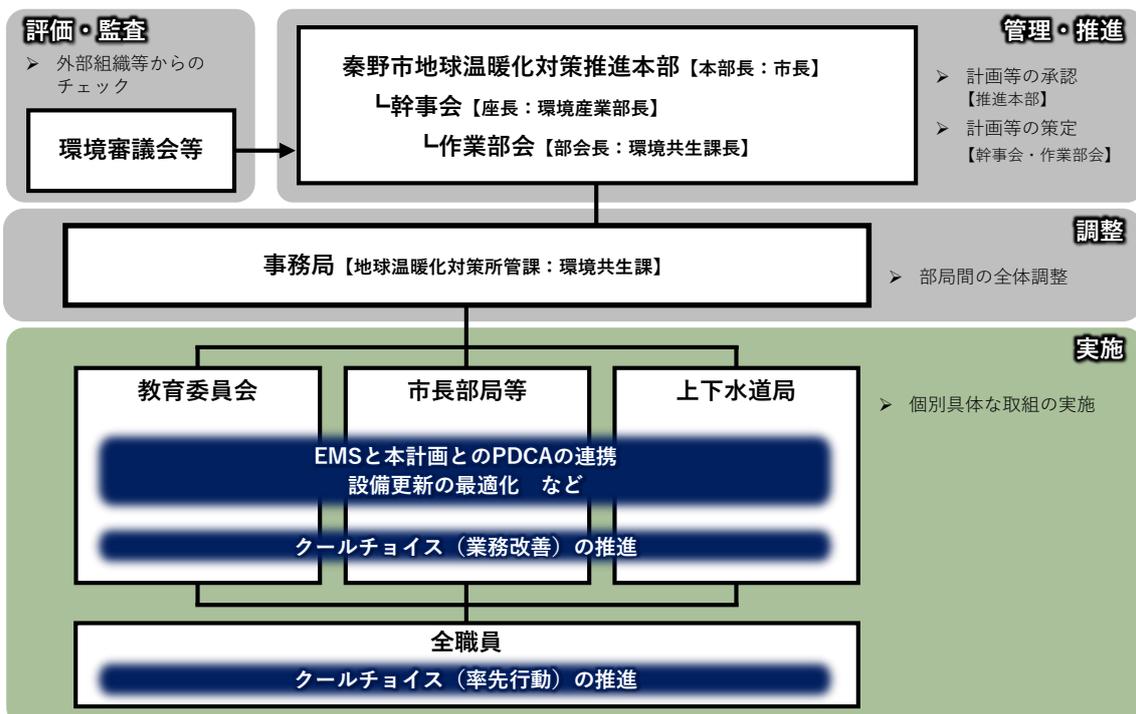
3.年度ごとの行動指標とKPIを達成した市役所の絵姿

IV 率先行動の徹底【行動指標】		2025年度まで	2027年度まで	2030年度まで
温暖化をふせぐこころえ	省エネ行動	いまの行動を1/4回見直そう	1/3回見直そう	1/2回見直そう
	スマート（ウィズコロナ）行動	2倍に増やそう	3倍に増やそう	
	環境教育行動	「じぶんごと」として学ぼう	「じぶんごと」として行動しよう／「みんなごと」として教えよう	
	脱プラ（ごみ減量）行動	ごみもプラも1/4に減らそう	1/3に減らそう	1/2に減らそう
V 環境配慮型業務への転換【KPI】		2030年度		
		達成指標	絵姿	
温暖化をふせぐ“エネルギー”				
	PPAモデル（自立・分散型エネルギーシステム）の導入件数	5件	レジリエンスの強化が伴い、 防災拠点としても機能 しています。	
	低排出係数（0.37kg-CO ₂ 以下）電力の導入施設数	4施設	再エネ由来の電力 が主力供給電源として使用されています。	
	温暖化をふせぐ“くるま”次世代自動車（EV・HV・PHV・FCV）の導入割合	20%	澄んだ空気と、きれいな青空 がより一層保たれています。	
	温暖化をふせぐ“しせつ”公共施設のLED導入割合	78.6%	付属品等の長寿命化が 更なる節約 につながっています。	

4.推進体制

全庁的組織のもと、次の体制で推進していきます。

▶ 図表04-4



【秦野市作成（地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルを参考）】

04 column

オールはだので クールチョイスを盛り上げよう！

本市では、カーボンニュートラルの実現に向け、クールチョイスに賛同し、市内で積極的に取り組んでいる人や組織を応援していきます。

そこで、より一層の普及に関しては「**はだのふるさと大使**¹⁷」などにも協力をいただき、**オールはだ**でクールチョイスを盛り上げていきます。

本市の豊かな自然もクールチョイスにピッタリ？！

豊かな自然の中で、休暇とともに健康的かつクリエイティブに仕事をする「**ワーケーション**：仕事／“**ワーク**”と、休暇／“**バケーション**”を組み合わせた造語」が注目されています。コロナ禍により多様なワークスタイルが確立（クールチョイス）される中、環境負荷に配慮した取組が「**地域循環共生圏**（P19参照）」の創造につながっていく。

これからも、まだまだ新しい発見がありそうです。



【加藤優さん】



【合田雅史さん】



【苅谷俊介さん】

【秦野市（COOL CHOICE普及啓発ビデオメッセージ_はだのふるさと大使Ver.）】

05

➤ 推進体制と進行管理等

推進体制と進行管理等

1. 推進体制

本計画は、市民生活や事業活動、ひいては、まちづくりとの調和に基づきながら、進めていくことが重要です。

そのため、市域や事務事業の各側面に応じた取組について、三役及び全ての部局の長で構成される「秦野市地球温暖化対策推進本部」により、全庁的な体制を構築するとともに、市民や事業者等をはじめとする多様な主体との協働を生かした実効性の高い計画として推進していきます。

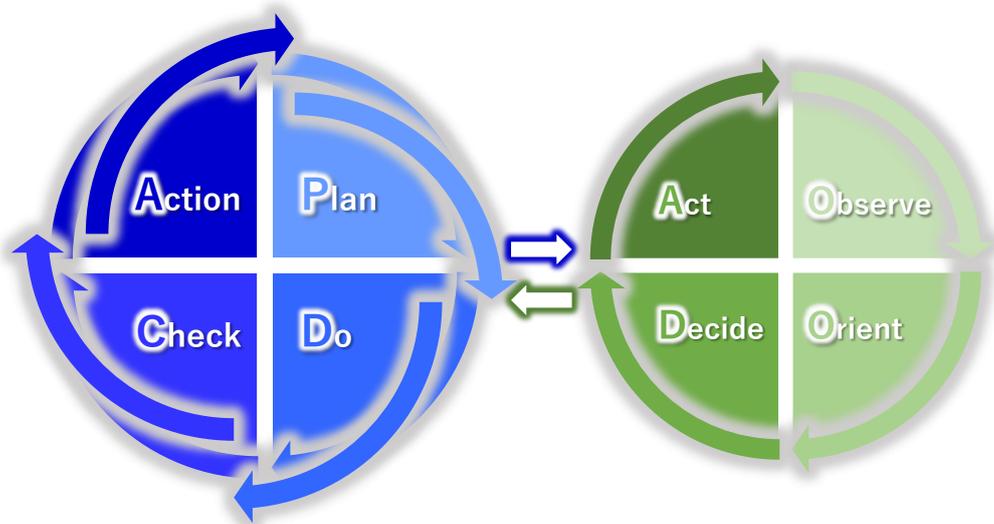
2. 進行管理

新型コロナウイルス感染症のパンデミックなど、誰もが予想しえなかったVUCA¹⁸の時代に突入する一方で、2030年SDGsやパリ協定の達成、さらには、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、各方面からのオープンイノベーションや行動・意識の変革による様々なブレークスルーが想定されます。

そのため、進行管理はPDCAサイクルを柔軟に運用するとともに、適時の状況判断に有効とされるOODAループ¹⁹を取り入れるなどしながら、各編に設定したKPI及び総合指標によって行います。

また、評価に当たっては、附属機関である秦野市環境審議会において、各年度の取組状況を「環境報告書」に包含して報告し、客観的かつ専門的な指摘や助言等を受けることとします。

➤ 図表05-1



3.重要業績評価指標(KPI)及び総合指標まとめ

区域施策編		基準値	目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度
KPI	I 排出抑制策『イノベーションやライフスタイル・ワークスタイルの転換』			
	【I-I 産業部門】 脱炭素イノベーションに係る「産・学・金・公」連携事業数	—	3事業 【検討・合意】	1事業 【事業化】
	脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	—	2回/年	4回/年
	【I-IIA 民生(業務)部門】 COOL CHOICEに賛同する事業者数	—	460社	920社
	【再掲】脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	—	2回/年	4回/年
	【I-IIB 民生(家庭)部門】 環境配慮行動が生活の質を高めたと感じる市民の割合	—	60%	70%
	「はだの環境未来会議(仮称)」におけるゼロカーボンアクションの提案数	—	1提案	2提案
	【I-III 運輸部門】 ノーマイカー通勤・時差出勤を実施した事業所数	30社・団体	30社・団体	30社・団体
	公共交通の利便が高まったと感じる市民及び事業者の割合	—	60%	70%
	【I-IV 廃棄物部門】 ごみの総量に占める資源化量(中間処理後の資源化量を含む)の割合	30.6%	34.7%	35.0%
	市民一人1日当たりの総ごみ排出量	825.5g	804.2g	803.1g
	II 吸収・固定化策『適切な緑の整備等による吸収源の拡充』			
	森林整備面積(累計/水源の森林エリア(奥山を除く))	15.71ha	125ha	250ha
	秦野産木材の活用(快適な住まいづくり補助金事業を対象)	41.4m ³	70m ³	120m ³
指総 標合	市域の事業及び経済活動から発生するCO ₂ 排出量の削減 (2013年度比46%削減)	865千t-CO ₂ 【2013年度】	666千t-CO ₂ (▲23%)	470千t-CO ₂ (▲46%)
適応策編				
KPI	III 分野別適応策『自然災害等からあらゆる命と暮らしを守る』			
	【III-I 自然生態系分野】 動植物モニタリング調査(6河川)による指標種数	43種	43種	43種
	【III-II 自然災害分野】 防災講演会等の参加者数	1,550人	4,300人	4,300人
	雨水管きよ整備延長	58,162m	59,988m	60,822m
	【III-III 健康分野】 クールシェルター対象施設数	59か所	64か所	69か所
【III-IV 農林業分野】 気温上昇に適応できる農作物栽培農家数の割合	9.2%	12%	15%	
事務事業編				
KPI	IV 行動改善・V 業務改善『率先行動により公共資源を賢く生かす』			
	【IV 率先行動の徹底】 温暖化を理解し「じぶんごと化」している職員の割合	—	70%	80%
	【V 環境配慮型業務への転換】 PPAモデル(自立・分散型エネルギーシステム)の導入件数	—	3件	5件
	低排出係数(0.37kg-CO ₂ 以下)電力の導入施設数	(P55参照)	2施設	4施設
	次世代自動車(EV・HV・PHV・FCV)の導入割合	5.3%	10%	20%
	公共施設のLED導入割合	4.9%	48.5%	78.6%
指総 標合	市役所の事務及び事業から発生するCO ₂ 排出量の削減 (2013年度比35%削減)	33,594t-CO ₂ 【2013年度】	27,715t-CO ₂ (▲17.5%)	21,724t-CO ₂ (▲35%)

こどもも、おとなも取り組む姿勢は一緒です。

いま、世界の国々あるいは多くの関係機関によって、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題の解決に向けた取組が進められています。しかし、元を辿れば、誰かが「気づき・調べて学んで・話し合い考え・行動に移す」ことから始まったものです。

大切なのは、こうした一人ひとりの意識がみんなの意識につながっていくこと。

こどもたちは「今から未来」に向ってできることを、おとなたちは一歩進んで「未来から今」を見つめて、してあげられることを、気づき・調べて学んで・話し合い考え・行動に移してみましょう。

こどもも、おとなも取り組む姿勢は一緒、みんなが同じ未来を描くことができたら大成功！

※P20「思考法の転換」参照



【様々な取組を表すメッセージロゴ】



【出典】環境省（こども環境白書から抜粋）

documents

- 関係法令(抄)
- 各種意見聴取の結果
- 計画策定の経過等
- CO₂排出量の推計方法
- 用語解説

1.地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

【カーボンニュートラル及び地域脱炭素化促進事業に係る改正を中心に抜粋】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第二条（略）及び2～5（略）

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7（略）

（基本理念）

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

第三条～第十八条（略）

第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第二十条（略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 (略)
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
 - 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
 - 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
 - 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
 - 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
 - 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
 - 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
 - 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
 - 13 (略)
 - 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
 - 15 (略)
 - 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
 - 17 (略)
- 以下 (略)

2.気候変動適応法（平成30年法律第50号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

（国の責務）

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 気候変動適応に関する施策の基本的方向

三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

第三章 気候変動適応の推進

八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3～5（略）

第八条～第十条（略）

第十一条（略）

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

（地域気候変動適応センター）

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

（気候変動適応広域協議会）

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（関連する施策との連携）

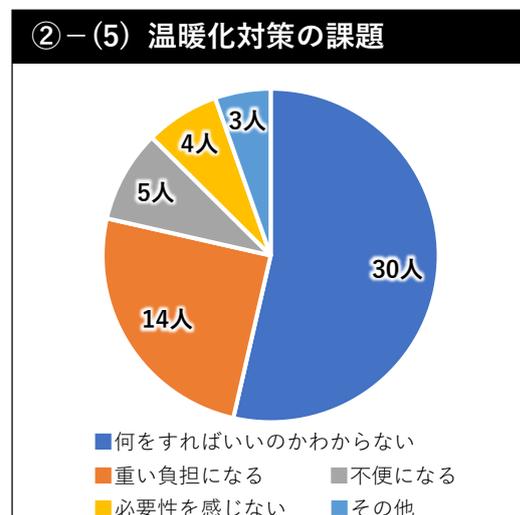
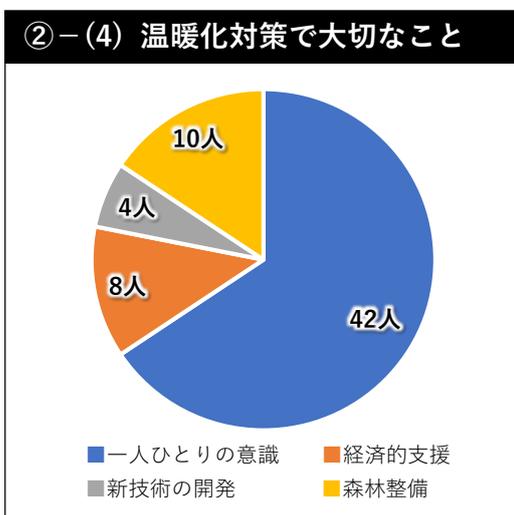
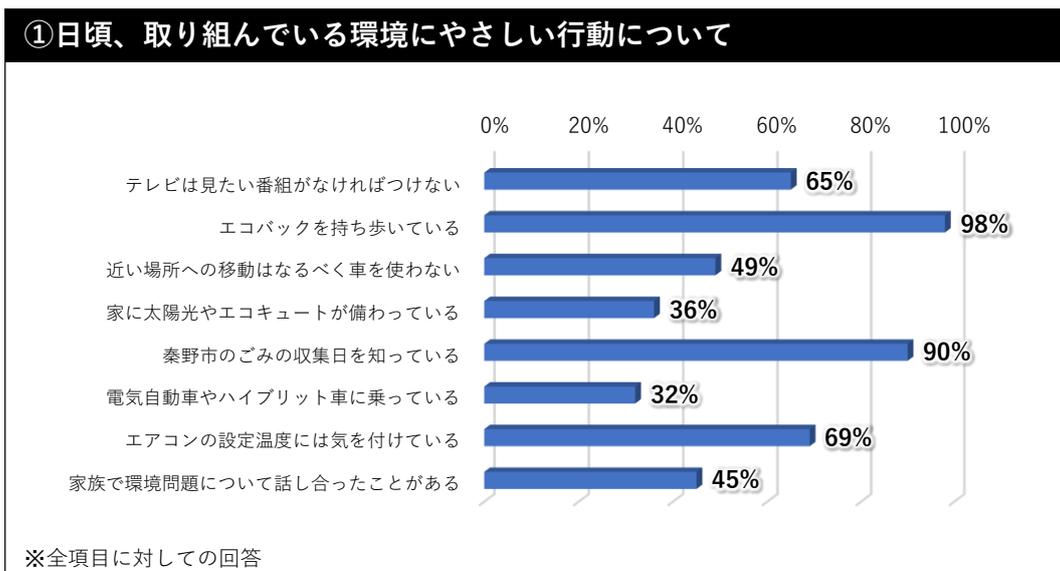
第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

各種意見聴取の結果

1. 環境啓発イベント

調査場所	イオン秦野店イベントブース
調査日時	①秦野市環境月間 : 令和3年(2021年)6月12日(土) ②神奈川再発見フェア: 令和3年(2021年)10月17日(日)
調査項目	①日頃、取り組んでいる環境にやさしい行動について ②地球温暖化対策について (1) 日本のCO ₂ 削減目標【認知度】 (2) 秦野市の取組【認知度】 (3) 自宅における再生可能エネルギー機器の設置状況【取組状況】 (4) 温暖化対策で大切なこと (5) 温暖化対策の課題
実施状況	①100名/②51名

【主な調査結果】



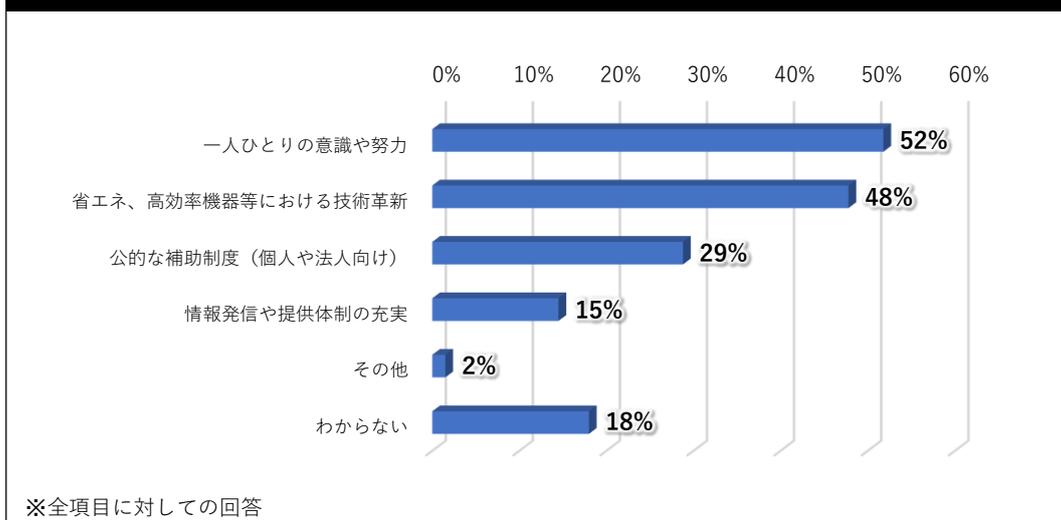
※複数回答可

2.WEBアンケート

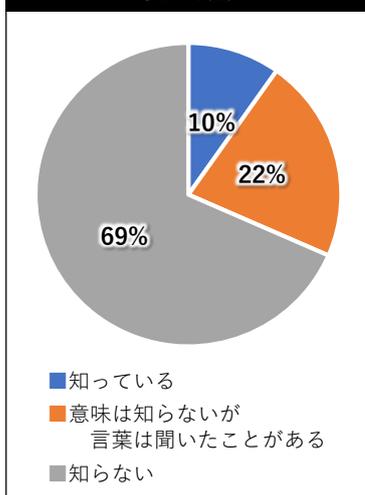
抽出方法	秦野市のネット調査会社の登録者約4,600人
調査期間	①令和3年(2021年)6月23日(水)～29日(火) ②令和3年(2021年)9月22日(水)～28日(火)
調査項目	①地球温暖化対策について ゼロカーボンシティ達成のために必要だと思うもの ②地球温暖化対策について (1) COOL CHOICEの認知度 (2) COOL CHOICEの取組状況
回収状況	各400サンプル

【調査結果】

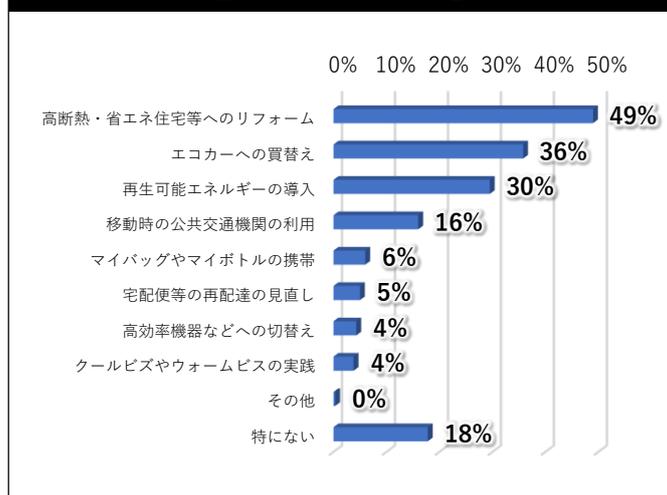
①ゼロカーボンシティ達成のために必要だと思うもの



②- (1) COOL CHOICEの認知度



②- (2) COOL CHOICEの取組状況（取り組むことが困難と感じるもの）



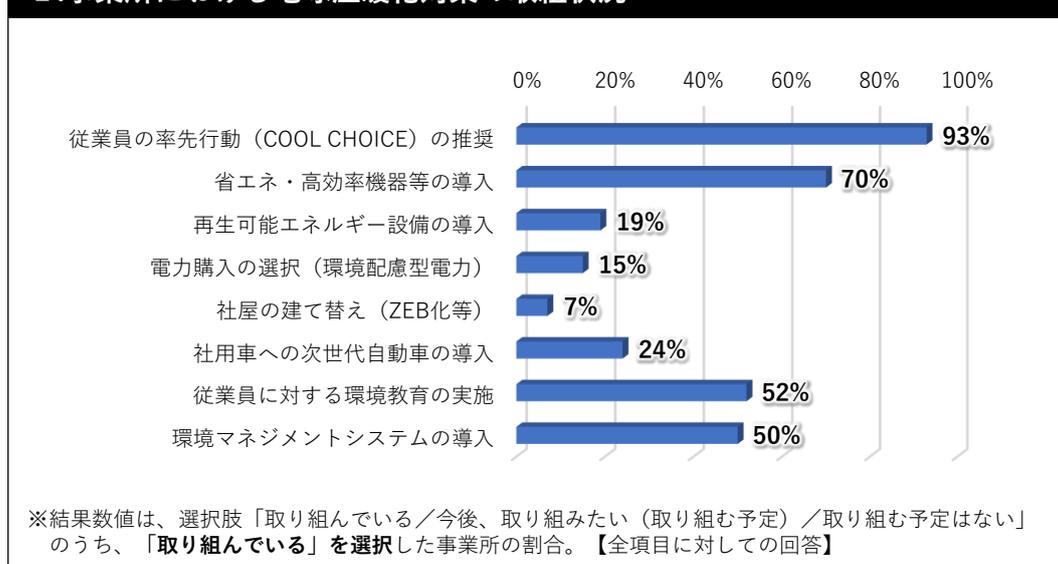
各種意見聴取の結果

3. 郵送アンケート

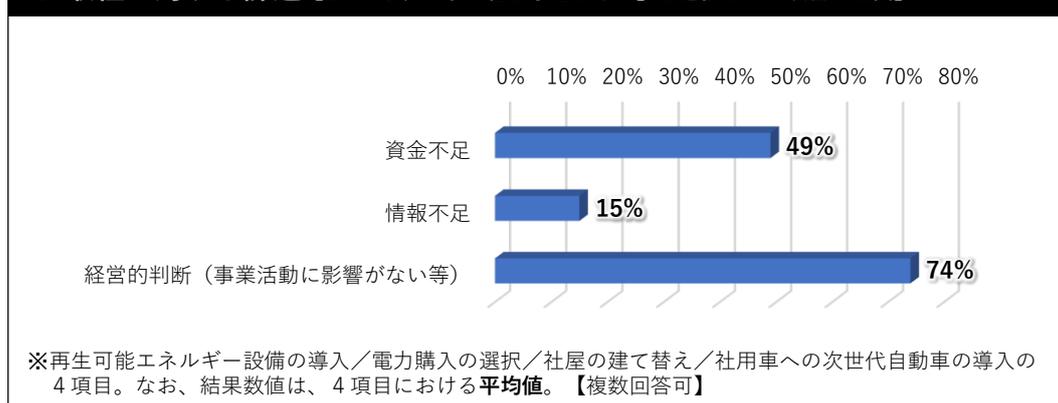
調査区分	中小規模事業者	大規模事業者
抽出方法	秦野商工会議所に加盟する事業所から抽出した84社	秦野工場協会に加盟する事業所全16社
調査期間	令和3年(2021年)9月13日(月)~10月1日(金)	
調査項目	1. 事業所における地球温暖化対策の取組状況 2. 明確な目標等の設定 3. 取組に対する課題 4. 国の「2050年カーボンニュートラル」宣言による事業活動への影響 5. 国や自治体に要望したい地球温暖化対策	
回収状況	54サンプル (回収率54%)	

【主な調査結果】

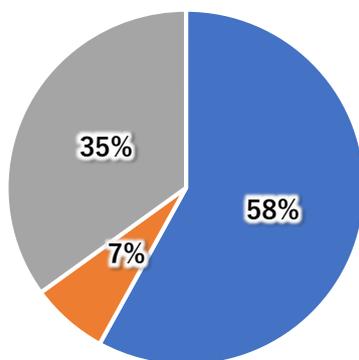
1. 事業所における地球温暖化対策の取組状況



3. 取組に対する課題【1のうち、「取り組む予定はない」を選択した4項目の理由】



4. 国の「2050年カーボンニュートラル宣言」による事業活動への影響



■ある ■ない ■わからない

「影響がある」と回答した主な意見

- ・企業の環境経営への取り組みが求められる中、脱炭素を意識した事業活動がより一層求められる
- ・販売先からの要求の高まり
- ・新しいビジネスの創出の一方、コスト高の恐れもある
- ・CO₂排出量＝電力消費量であるため製品製造方法等の改革が必要
- ・自社としても宣言し、生産活動、製品等に反省させていく必要がある
- ・社内でもCO₂削減について目標を課せられている

5. 国や自治体に要望したい地球温暖化対策

主な意見

- ・中小企業は先行投資資金が厳しい、補助金等を充実させてほしい
- ・中小企業に大きな負担が掛からない様に進めて頂きたい
- ・国や自治体が先行してモデル事業を進めてほしい（庁舎のZEB改修の「先行実験施行」を広く公募して行なう等）
- ・法整備／設備投資への補助金・税額控除などのインセンティブ
- ・対策をすることが法律化された際は遵守するが、費用がかかる場合の補助金制度を検討してほしい
- ・中小企業が事業継続できるような方向で温暖化対策を進めてほしい
- ・個人・会社で色々対策を行いたい、お金がかかる事が多くチョイスできない事が多い（次世代カーなどもガソリン車の倍の金額では手ができません）
- ・具体的な取組方法などのセミナーの開催や補助金等の助成
- ・脱炭素社会づくりに貢献する活動の中には民間事業者だけの力で進めるよりは自治体の協力を得た方が効率的に推進できる活動もあるため、そういった活動については、積極的に協力をお願いしたい
- ・地球温暖化対策について目標を達成するための方策について事業者に対して規制強化だけでなく対策を示してほしい（助成等）
- ・省エネ対応の設備更新の際、十分な補助金や減税措置等の申請方法の簡略化
- ・2050年ゼロカーボンシティへの挑戦に向け、是非協力したい、再生可能エネルギー導入を検討しているが民間では情報不足、助成金を利用できる施策への公募や説明会（セミナー）の開催等、参加・協力出来る場を設けていただき展開願いたい
- ・対策実行に当たり、情報提供や補助金等の支援を頂きたい
- ・同業種の対策や施策を参考にしたいので、紹介してくれるサイトなどあれば助かる

各種意見聴取の結果

4.パブリック・コメント

募集期間	1 議会：令和4年(2022年)1月14日(金)～3月7日(月) 2 市民：令和4年(2022年)1月29日(土)～2月28日(月)						
募集の周知方法	市ホームページ及び広報はだの (令和4年(2022年)2月1日号)						
提案の公表の方法	1 ホームページへの掲載 2 公民館及び駅連絡所における閲覧 3 本庁舎行政閲覧コーナーにおける閲覧						
意見提出の方法	郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による						
提出された意見の内容及びその取扱い等	件数等の内容及び対応状況						
			意見等への対応区分(※)				
	内部分類	件数	A	B	C	D	E
	01 基本的事項に関すること	10	1	1	1	2	5
	02 区域施策編に関すること	39	1	7	8	10	13
	03 適応策編に関すること	8	1	3	2	1	1
	04 事務事業編に関すること	19	1	7	5	4	2
	05 推進体制等に関すること	1	0	1	0	0	0
	全体に関すること	16	0	1	6	0	9
	計	93	4	20	22	17	30
	(※) A：意見等の趣旨等を計画に反映させたもの B：意見等の趣旨等が既に計画に盛り込まれていると考えたもの C：今後の取組において参考にするもの D：意見等の趣旨等を計画に反映することが困難なもの E：その他（内容に関する感想・質問等）						

計画策定の経過等

1. 会議等

年	月	主な内容
令和3年 (2021年)	4月	庁議（政策会議）の開催 カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針の協議
	5月	庁議（定例部長会議）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画策定着手に係る報告
		第1回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画策定に係る「2030年度二酸化炭素排出量削減目標」及び「計画体系骨子」の決定
		第1回環境審議会の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画策定に係る報告
	6月	第1回地球温暖化対策推進本部（幹事会）の開催 「作業部会（適応策及び市役所実行計画）の設置」及び「計画推進体制」の決定
	7月	第1回地球温暖化対策推進本部（適応策作業部会）の開催 「具体的取組に係る重要業績評価指標(KPI)の設定」及び「インパクトチェーンを活用した組織横断的な意識の醸成」の決定
		第1回地球温暖化対策推進本部（市役所実行計画作業部会）の開催 「具体的取組に係る重要業績評価指標(KPI)の設定」及び「グループワークによる計画策定」の決定
	8月	第2回地球温暖化対策推進本部（市役所実行計画作業部会）の開催
	9月	第3回地球温暖化対策推進本部（市役所実行計画作業部会）の開催
	10月	第2回地球温暖化対策推進本部（幹事会）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画骨子案に係る進捗状況の報告
	11月	実行計画素案に係る意見聴取（環境審議会）
		第2回地球温暖化対策推進本部の開催【書面】 秦野市地球温暖化対策実行計画素案に係る進捗状況等の報告
	12月	第3回地球温暖化対策推進本部（幹事会）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の協議
第3回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の協議		
令和4年 (2022年)	1月	第4回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の協議
		庁議（定例部長会議）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の報告
		議員連絡会の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の報告
	2月	実行計画案のパブリック・コメントの実施 市ホームページ、公共施設での閲覧
		第5回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画最終案の報告
		第2回環境審議会の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の諮問
3月	環境審議会からの答申受理及び実行計画の決定、公表	

計画策定の経過等

2. 秦野市環境審議会

(1) 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選出分野
会長	竹内 将俊	東京農業大学 地球環境科学部地域創成科学科 教授	学識経験を有する者
副会長	勝田 悟	東海大学 教養学部人間環境学科 教授	
	勝山 輝男	丹沢大山自然再生委員会 委員長 【神奈川県生命の星・地球博物館名誉館員】	
	福原美千加	秦野市獣医師会 会員	
	小野 均	NPO法人四十八瀬川自然村 代表	環境市民団体の構成員
	和田 正一	秦野地区産業廃棄物対策協議会 会長 【株式会社タンザワ】	本市で事業を営む者
	小野瀬幸弘	有限会社大久保 代表取締役	公募枠
	西田 積	湘南地域県西総合センター 環境部長	その他市長が必要と認める者
	湯山 正計	秦野市自治会連合会 副会長	
	今野 翔	公益社団法人秦野青年会議所 理事長 【有限会社ハウスプロジェクト】	
	宮永 均	秦野市農業協同組合 代表理事組合長	
	吉田 直哉	NPO法人丹沢自然学校 理事	
	中村千代乃	HADANOエコプロジェクト	公募市民

■任期：令和2年(2020年)7月16日から令和4年(2022年)7月15日まで

■敬称略

(2) 諮問

F No. 5・5・0 (甲)

令和4年2月17日

秦野市環境審議会
会長 竹内将俊様

秦野市長 高橋昌和

秦野市地球温暖化対策実行計画案について（諮問）

国際的な重要課題である地球温暖化の対策に向け、市民及び事業者との協働により本市域における足元からの取組をけん引し、持続可能な脱炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき「秦野市地球温暖化対策実行計画案」をとりまとめました。

つきましては、次の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諮問いたします。

- 1 全体について
- 2 施策の方向性について
- 3 進行管理について

(3) 答申

(写)

令和4年3月10日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市環境審議会
会長 竹内 将俊

秦野市地球温暖化対策実行計画案について（答申）

令和4年2月17日付けF No.5・5・0（甲）により諮問のありました「秦野市地球温暖化対策実行計画案」について、当審議会において基本的な考え方等を踏まえ慎重に審議したところ、次のとおり結論を得たので答申します。

1 全体について

本計画案に示された地球温暖化対策では、国内外の動向はもとより本市の地域性を的確に捉え、緩和と適応が「まちづくり」や「ひとづくり」につながる取組として適切にまとめられています。

秦野に暮らす誰もが望む未来、ひいては、地球上のあらゆる命や暮らしが守られる未来となるよう、先駆的かつ持続的な計画の推進をお願いいたします。

2 施策の方向性について

(1) 施策体系とカーボンニュートラルの実現に向けた基本方針

法体系及び対策別視点による編成はわかりやすく、特に、施策体系の基本理念に掲げた「みんなごとを未来へ」の姿勢は、シンプルでありながら的確な表現であり、ぜひとも市民一人ひとりに浸透させられるよう積極的な発信、啓発をお願いいたします。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針については、今日より約30年という長期間ではあるものの、3つのフェーズに区切ったロードマップにより本市の目指すべき環境施策の方向性を示していることは評価できます。

一方、このロードマップを着実に推進していくためには、第1フェーズにおける取組を検証し、実効性の担保となる予算の確保等につなげていくことが重要であると考えますので、適切に実行されますよう要望いたします。

(2) 各編における施策展開

ア 区域施策編

市域全体を対象とすることから、部門別に掲げられた「緩和」に資する取組については、市民をはじめ多様なステークホルダーとの合意形成により推進するとともに、特に、事業者向けの具体的取組にある「脱炭素コンソーシアム(仮称)」の発展的な展開を期待いたします。

イ 適応策編

緩和と両輪を成す「適応」について、改めてその言葉の意味を地球温暖化対策にしっかりと結び付け、市民や事業者との意識共有を図られますよう要望いたします。

ウ 事務事業編

「地域の範となる事業所」が目指す姿に掲げられており、率先垂範の姿勢を感じ取ることができます。

この姿勢とともに、“隗より始めよ”の精神を踏まえた「足元からの取組」により、目指すべき姿を実現されますよう期待いたします。

3 進行管理について

P D C Aサイクルや、O O D Aループなどにより行われることが示されておりますので、本市の取組が市民や事業者の皆様にわかりやすく正確に、かつ適時に伝えることができるような体制・意識のもと、進行管理に努めてください。



【市長応接室にて】

3. 秦野市地球温暖化対策推進本部

(1) 組織（設置要綱第4条）

ア 推進本部（◎本部長／○副本部長：環境産業部を担任する副市長）

◎市長、○両副市長、教育長、政策部長、総務部長、くらし安心部長、文化スポーツ部長、福祉部長、こども健康部長、環境産業部長、はだの魅力づくり担当部長、都市部長、建設部長、会計管理者、議会局長、上下水道局長、教育部長、消防長、監査事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

イ 幹事会（◎座長／○副座長）

◎環境産業部長、○環境共生課長、総合政策課長、財政課長、財産管理課長、防災課長、生涯学習課長、高齢介護課長、健康づくり課長、環境共生課森林里山担当課長（令和4年度より「森林ふれあい課長」に名称変更）、環境資源対策課長、産業振興課長、農業振興課長、交通住宅課長、公共建築課長、建設管理課長、公園課長、水道施設課長、下水道施設課長、教育総務課長、教育指導課長、警防課長

ウ 作業部会（部会長：環境共生課長）

幹事に属する課等の職員のうちから幹事会の座長が指名する者及び必要があると認める構成員以外の者

(2) 設置要綱（抄）

（令和3年5月14日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国際的な重要課題である地球温暖化の対策に向け、市民及び事業者との協働により本市域における足元からの取組をけん引し、持続可能な脱炭素社会を構築するため、秦野市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 実行計画 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第19条及び第21条並びに気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定により、本市が策定する秦野市地球温暖化対策実行計画をいう。

(2) カーボンニュートラル 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

（所掌事務）

第3条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地球温暖化対策における統括的事項に関すること。

(2) 実行計画の策定に関すること。

(3) 本市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための処置に関すること。

(4) 本市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を目的とする緩和策及び地球温暖化による気候変動の影響の回避を目的とする適応策に関すること。

(5) カーボンニュートラルの実現による脱炭素社会の構築に向けた基本的方針に関すること。

(6) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

第4条～第9条（略）

4.会議（市役所実行計画作業部会）のひとコマ

- (1) 机をなくして、体も頭もオープンに
下を向く会議にサヨナラ♪

距離はとったけど
意見は密に！
効率UP



↑「ファシリテーター※」が会議をスムーズに進行 ※多忙につき、貸出しは要相談

- (2) 紙をなくして、意見は全てホワイトボードに
会議録も画像にすれば見やすいヨ！

意見が宙に浮かず
しっかり着地！
効率UP×2



←「イーゼル※」は秦野産木材 ※貸出しは大歓迎

CO₂排出量の推計方法

■基礎資料

環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」を参考に、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」「都道府県別エネルギー消費統計」などを主な基礎資料としています。

■活動の種類と活動量

CO₂排出量の根拠となる活動の種類は、エネルギー（燃料・電気）の使用及び一般廃棄物の焼却とし、その使用量等は各種統計書により把握します。

活動の種類	活動量（単位）
燃料の使用 【総合エネルギー総計（経済産業省）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ナフサ(L) ※オイルライター、キャンプ用ストーブの燃料 ・ガソリン(L) ・灯油(L) ・軽油(L) ・A重油(L) ・C重油(L) ・オイルコークス(kg) ・精油所ガス(m³) ・液化石油ガス[LPG](kg) ・液化天然ガス[LNG](kg)
電気の使用 【総合エネルギー総計（経済産業省）】	一般電気事業者から購入する電気の量(kWh)
都市ガスの使用 【統計はだの】	都市ガス事業者が供給するガスの量(m ³)
一般廃棄物の焼却 【一般廃棄物処理状況調査（環境省）】	廃プラスチック類の焼却量(t)

■部門ごとの推計方法

排出区分	対象エネルギー	参考とする算定式等	
産業部門	農林業	神奈川県最終エネルギー消費を市／県の従業者数（総務省・事業所・企業統計調査[経済センサス※]）の比率により按分 ※5年毎の更新	
	建設業・鉱業		
	製造業	ナフサ、ガソリン、灯油、軽油、A重油、C重油、オイルコークス、精油所ガス、液化石油ガス(LPG)、液化天然ガス(LNG)	全国最終エネルギー消費（総合エネルギー統計）から原単位を求め、市／国の製造品出荷額等（経済産業省・工業統計調査）の比率により按分
		都市ガス	秦野瓦斯㈱の「工業用」消費量（統計はだの）
	電力	神奈川県最終エネルギー消費（都道府県別エネルギー消費統計）を市／県の事業所数（経済産業省・工業統計）の比率により按分	

民生部門	業務	灯油、軽油、A重油、C重油、液化石油ガス(LPG)	全国最終エネルギー消費（総合エネルギー統計）から原単位を求め、市／国の業務系床面積（固定資産の価格等の概要調書）の比率により按分
		都市ガス	秦野瓦斯㈱の「商業用」＋「その他」消費量（統計はだの）
		電力	神奈川県最終エネルギー消費を市／県の床面積（総務省・固定資産の価格等の概要調書）の比率により按分
	家庭	灯油、液化石油ガス(LPG)	関東地方の世帯あたりの年間購入量（家計調査）を求め、世帯数（総務省・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）により積算
		都市ガス	秦野瓦斯㈱の「家庭用」消費量（統計はだの）
		電力	神奈川県最終エネルギー消費を市／県の世帯数の比率により按分
運輸部門	自動車	ガソリン、軽油	全国の車種別炭素排出量（総合エネルギー統計）のCO ₂ 排出量を自動車保有台数（統計はだの、自動車検査登録情報協会）の市／国の比率により按分
	鉄道	都市ガス	秦野瓦斯㈱の「商業用」消費量（統計はだの）
		電力	全国の運輸鉄道炭素排出量（総合エネルギー統計）のCO ₂ 排出量を市／国の人口比率により按分
廃棄物部門	一般廃棄物	廃プラスチック類の焼却	一般廃棄物処理状況調査（環境省）結果から、焼却施設で焼却される廃プラ、合成繊維の量に排出係数を乗じて積算

1 脱炭素先行地域【P19】

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となって、省エネ及び創エネ（再エネの導入）といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭及び業務その他）の電力消費に伴うCO₂排出量については実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域**のこと。

2 EBPM【P20】

「Evidence Based Policy Making」の略称で、証拠に基づく政策立案のこと。

3 ESG投資【P31】

「Environment Social Governance」の略称で、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。

企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、**気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとしてSDGsとともに注目**されている。

4 ポストコロナ・ウィズコロナ【P31】

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間のうちに全世界に広がった「SARS-CoV-2」による新型コロナウイルス感染症を転換期とした、**ウイルスと人類が併存していく社会構造**のこと。

5 FCV【P32】

「Fuel Cell Vehicle」の略称で、燃料電池内で**水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギー**で走る自動車。こうした環境負荷の少ない自動車は、近年では、次世代自動車※という枠組みで捉えられている。
※PHV：「Plug-in Hybrid Vehicle／**自宅や充電スタンドで充電できるハイブリッド自動車**」

6 地産地消【P34】

国内の地域で生産された農林水産物（食用に限る。）を、その生産された地域内で消費する取組のこと。
食料自給率の向上、流通コストの削減や**輸送距離短縮による環境負荷の軽減**に寄与する。
※旬産旬消や自産自消は、この取組から派生した考え方

7 ソーラーシェアリング【P34】

太陽光を農業生産と発電とで共有する「**営農型太陽光発電事業**」のこと。

作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、**農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待**されている。

8 脱炭素コンソーシアム(仮称)【P34】

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、地域の事業者（本市役所も含む）により結成する**温暖化対策に特化した共同事業体**のこと。

9 BEMS【P36】

「Building and Energy Management System」の略称で、商用ビル向けのエネルギー消費量の削減を図るためのシステム※（機器・設備等の運転管理による「見える化」を可能とする）。

※HEMS/FEMS/CEMS：

「House(家)～/Factory(工場)～/Community(地域)～」

10 環境マネジメントシステム【P36】

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

11 サイクルアンドバスライド【P39】

自宅などの出発地点から自転車で最寄りのバス停まで行き、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうこと。（≒パークアンドライド）

12 秦野市優良事業所等認定制度【P40】

事業系一般廃棄物を排出する市内事業者のうち、適正処理や資源化等に積極的に取り組む事業者を認定する制度のこと。

13 秦野市ごみ減量協力店登録制度【P40】

事業系ごみの減量に取り組むすべての事業者を対象に市全体で事業系ごみの減量意識を高めるため、訪問調査による聞き取りや秦野商工会議所との連携により、**事業者に登録を促していく取組**のこと。

14 J-クレジット制度【P46】

国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジットとして国が認証する制度のこと。

15 生態系サービス【P50】

人類の日々の生活が食料や水の供給、気候の安定など**自然（生物多様性）**から得られる恵みによって支えられているという考え方。

16 クールシェルター【P51】

熱中症予防のため、公共施設や店舗を対象に指定している**一時的な休憩場所**のこと。

17 はだのふるさと大使【P60】

秦野市にゆかりがあり、様々な分野で活躍、本市に関する情報を発信し、本市の魅力を広くPRすること等の目的に任命された者のこと。

■吉田 栄作 氏〈俳優・歌手/令和元年9月28日就任〉

■荻谷 俊介 氏〈俳優/令和元年11月3日就任〉

■春風亭一左 氏〈落語家/令和2年3月21日就任〉

■山田 和樹 氏〈指揮者/令和2年11月1日就任〉

■合田 雅史 氏〈俳優/令和2年11月3日就任〉

■加藤 優 氏〈元女子プロ野球選手/令和3年7月23日就任〉

18 VUCA【P62】

「Volatility(変動性) Uncertainty(不確実性) Complexity(複雑性) Ambiguity(曖昧性)」の略称で、**ブーカ**と呼ばれる造語。社会やビジネスにとって未来の予測が難しくなる状況を意味している。

19 OODAループ【P62】

「Observe(観察) Orient(状況判断) Decide(意思決定) Act(実行)」の略称で、ウーダループと呼ばれる社会情勢の変化に即応した意思決定によって、施策を進める進行管理手法で、PDCAサイクルを補完する手法として注目されている。

妖精 もりりん・どんぐりん【P41】

■もりりん 〈学名：Moririn / 分類：モリ目リン科カワイイ属ウセイ種〉



くずはの広場に棲む森の妖精。秦野の豊かな自然を育み、魅力を多くの人に伝えている。手に持っている葉は「**生命の葉**」と呼ばれ、通常の数千倍の「**超絶光合成**」をしている?! そのため、この葉を振りかざす究極の舞「**共棲乱舞**」は、本市における地球温暖化対策の最終手段と考えられているとか、いないとか。

■どんぐりん 〈学名：Dongrin / 分類：ドン目リン科オチャメナ属ヨウセイ種〉

もりりんの相棒で良き相談相手。**一人で歩くことが嫌い**で、ほとんどもりりんの頭や肩に乗って行動しているが、「共棲乱舞」の時だけは先陣を切って露払いをするなど、しっかりと相棒役をこなしている。



Memo

■附則事項

【令和 5 年度(2023年度)】

【令和 6 年度(2024年度)】

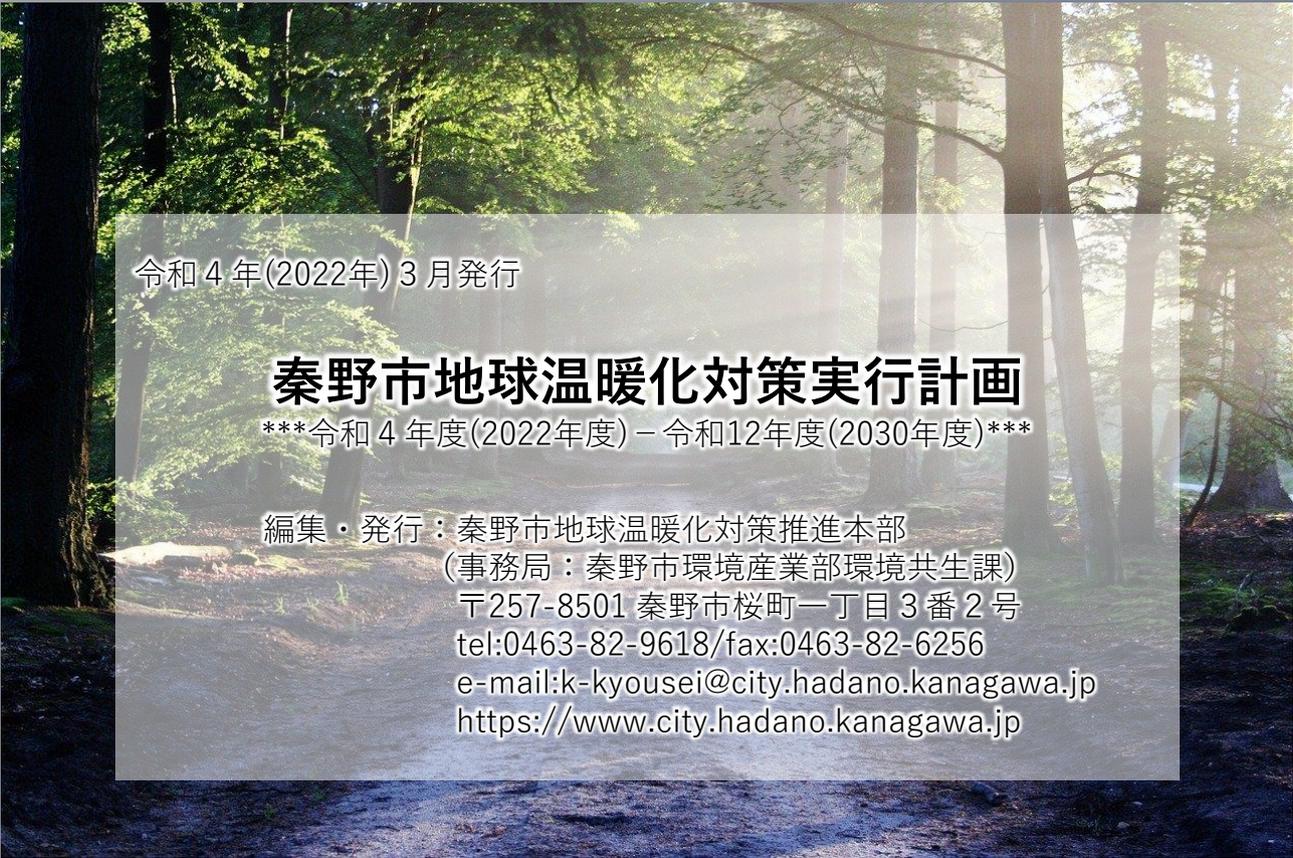
わたしは、

『



』

カーボンニュートラルに
挑戦します！！



令和4年(2022年)3月発行

秦野市地球温暖化対策実行計画

令和4年度(2022年度)－令和12年度(2030年度)

編集・発行：秦野市地球温暖化対策推進本部
(事務局：秦野市環境産業部環境共生課)
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
tel:0463-82-9618/fax:0463-82-6256
e-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>

 秦野市
hadano city

水とみどりに生まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市